主

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、1628万9356円及びこれに対する平成14 年5月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴人

主文と同旨の判決を求める。

- 二被控訴人
- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人の原判決の仮執行の宣言に基づく給付の返還及び損害賠償に係る申立て を棄却する。
- 3 控訴費用は控訴人の負担とする。

との判決を求める。

第二 事案の概要

本件の事案の概要、争いのない事実、争点及び当事者の主張は、当審における控訴人の主張を次のとおり付加するほかは、原判決「事実及び理由」第2及び第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

一 控訴人の主張(原判決の仮執行の宣言に基づく給付の返還及び損害賠償)

1 控訴人は、平成14年5月31日、被控訴人による原判決の仮執行によって、 未払賃金及び賞与、これらに対する遅延損害金並びに仮執行手続費用として合計1 628万9356円の支払を余儀なくされた。

2 よって、控訴人は、被控訴人に対し、上記仮執行の原状回復及び損害賠償として、1628万9356円及びこれに対する平成14年5月31日から同支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

二 被控訴人の認否

被控訴人が平成14年5月31日に原判決に基づく仮執行をしたことは認める。 第三 当裁判所の判断

ー 被控訴人が控訴人によって懲戒解雇されるに至った経緯

被控訴人が控訴人によって懲戒解雇されるに至った経緯は、原判決「事実及び理由」第4に記載のとおりであり、その概要は、次のとおりである。

1(一) 被控訴人(昭和21年11月3日生まれ)は、昭和46年4月1日、新聞記者として控訴人に雇用され、東京本社編集局に所属して、化学業界、繊維・紙パルプ業界、石油・電力業界、通産省、大蔵省、銀行・生命保険業界、重電機・家電業界、鉄鋼業界の取材業務等に従事した後、平成元年7月に編集局産業第三部次長に就任して編集業務に従事し、平成3年5月に論説委員会付き編集委員に、平成4年2月に同論説委員に就任した。

その一方で、被控訴人は、入社以来、いわゆるユニオンショップ協定によって加入が義務付けられていた産経労組(サンケイ労働組合)に入り、職場委員、選挙管理委員、労使協議会委員を務めるなどの組合活動にも従事したほか、平成3年6月には定期大会代議員に立候補したこともあったが、労働協約上、非組合員とされていた論説委員に就任した際、産経労組を脱退した。

浜が考えられ、千葉は、東京湾横断道路の着工や幕張での新都心建設などいわゆる ウォーターフロント経済の新しい中核としての成長が見込まれるため、現在の関東 総局の一支所としての位置づけからモデル支局に昇格させ、人員の重点的な配置を 行うべきとする「総・支局体制のあり方について」と題するレポートを控訴人の社 長宛に提出していた。)。

そのような中で、控訴人のA常務は、平成5年6月10日、被控訴人に対し、 版局編集部長、日エフォーラム社編集長、支局長等への異動の打診をしたが、被控訴人が難色を示したため、同年7月期の異動対象者から被控訴人を除外した。

控訴人は、平成6年1月、編集局に論説委員会を統合し、編集局の部長に 論説委員を兼務させること、関東総局から千葉支局を分離させて専任の支局長を配 置し(その結果、千葉支局は、支局長と支局員1名で構成されることになった。)、横浜総局を横浜支局とすることなどを内容とする組織変更を明らかにし A常務は、同月25日、被控訴人に対し、同年2月1日付けで千葉支局長に任命する旨の内示を行ったところ、被控訴人は、同居中の実母が高齢であり、転居するこ とができない、通勤時間が約2時間30分かかり、通勤もできないなどとして転任を拒絶し、控訴人のB社長との面談を要請した。被控訴人は、平成6年1月28日 午後4時ころ、同社長と会い、被控訴人に対する内示の撤回を求めたが、同社長が これに応じなかったため、新しい労働組合として「反リストラ・マスコミ労働者会 議・産経委員会」(反リストラ産経労)を結成し、被控訴人が代表幹事に就任した 控訴人に対し、団体交渉を求める旨の意向を示した。 ことを明らかにし、

しかしながら、控訴人は、平成6年2月1日、内示どおり被控訴人を千葉支局長とする人事発令を行い、同日4時20分ころ、B社長が被控訴人に辞令を交付しようとしたが、被控訴人は、その受取りを拒否し、反リストラ産経労の団体交渉に応ずるように求めたが、控訴人側は、適格性のある労働組合であることの確認ができずるようである。 ないとして、これに応ずることはなかった。その一方で、被控訴人は、同日、東京 都地方労働委員会に対し、結成した労働組合の資格審査申請書を提出したが、同申 請書には、組合員数が9名である旨記載されていた。

反リストラ産経労は、平成6年2月4日、東京都地方労働委員会に対し

人の千葉支局長への配転や反リストラ産経労の団体交渉を拒否したことが不当労働 行為に当たるとして、救済命令の申立てを行った。 (四) A常務は、平成6年2月7日、被控訴人に対し、異動の発令の日から原則 として1週間以内に着任することとされている就業規則に基づき、翌8日に本社に 出頭して業務指示を受けるよう伝えたが、被控訴人は、同日朝、本社に寄らずに直 接千葉支局に赴任した。被控訴人は、同日午後4時、A常務の再度の求めに応じて 本社に出頭し、A常務やC販売開発局長に対し、懲戒解雇を避けるためにやむなく 赴任したが、今後も労働委員会や団体交渉の場において、本件配転の撤回を求める などと述べたほか、赴任した以上、支局長としての職務を遂行すると答えた。C販 売開発局長は、被控訴人に対し、D関東総局長兼千葉支局長との引継ぎを速やかに 行い、支局長としての職務を遂行するとともに、千葉県の経済事情を取材して10 0行程度の原稿を2週間程度で出稿するように指示した。

−方、A常務は、平成6年2月10日ころ、被控訴人に対し、控訴人が同月14 日午後7時に反リストラ産経労との話合いに応ずる、会社としては話合いのつもりであるが、組合側が正式な団体交渉と解釈することは構わない旨を伝えたが、被控訴人は、団体交渉は、会社の会議室を使用し、双方の代表者が調印する議事録を作 成するものでなければならないとし、この点で控訴人との折り合いがつかなかった ため、結局、控訴人と反リストラ産経労との間において、話合いないし団体交渉が 行われることはなかった。

販売開発局のE次長らは、平成6年2月15日、被控訴人を本社に呼び、 出稿予定表、週間予定表を渡し、千葉支局長である被控訴人と支局員であるFとの 取材分野の分担、出稿計画、F支局員の原稿に対する支局長としての点検や指導等 について打合せを行おうとしたが、自分は自分、FはF、当分原稿は出さないなどと述べて、これに応じようとしなかったため、C販売開発局長は、同月16日、被控訴人に対し、F支局員に対する指導管理を行い、支局の出稿体制を整えるように要素したが、対策を表している。 要請したが、被控訴人は、これに応じることはなかった。

被控訴人は、そのころ、控訴人が、被控訴人は、控訴人の部長職にあり、控訴人 の利益代表者であるから、そのような者の参加を許す反リストラ産経労には労働組 合としての適格性がないとして、反リストラ産経労が控訴人を相手方として申し立 てた不当労働行為救済命令の申立てを却下するように求める答弁書を、東京都地方

の支局長名義の普通預金口座を設け、支局長として金銭出納業務を行うとともに、 F支局員が作成する支払伝票の部長欄に決裁印を押すように求めたが、被控訴人 は、被控訴人が結成した反リストラ産経労の労働組合としての適格性に疑いを抱か せるのが狙いである、自分は、管理職ではないなどと述べて、これにも応じようと せず、また、被控訴人は、同年3月1日、控訴人に対し、同年2月25日から増額して支給された手当の2万1212円を返却し、以後、その受取りを拒絶した。 A常務は、平成6年2月25日、被控訴人に対し、速やかに支局長としての業務

を果たすように求める通告書を作成して送付したが、被控訴人は、同年3月1日、 反リストラ産経労の名前で、東京都地方労働委員会に対する救済命令の申立てを妨害する不当労働行為であるとして、これに抗議する旨の抗議書を作成して控訴人に 送付した。

(六) 被控訴人は、千葉支局に赴任後に年次休暇を取得する際は、その申請を当 日の朝に本社に電話を掛けて行っていたため、A常務は、平成6年3月1日、控訴人に対し、当日では支局長の代替者を充てることが困難であるとして、前日までに 申請するように求めたが、従前から当日朝に申請しており、労働慣行であるとして、これに応じようとせず、その後も、当日の午前9時すぎに年次休暇の申請をした。また、A常務は、同日、被控訴人に対し、F支局員の記入する勤務表に支局長 として押印するように求めたが、被控訴人は、これにも応ずることはなく、F支局 員が被控訴人に対して押印を求めても、これを拒否した。

控訴人の従業員に対する人事考課は、毎年3月と10月に行われているところ、 A常務は、平成6年3月7日ころ、被控訴人に対し、F支局員の考課表を作成し、 本社に送付するように求めたが、控訴人は、白紙のままの考課表を本社に送付し た。

被控訴人は、千葉支局に着任した際にC販売開発局長から指示されていた 千葉県の経済事情に関する記事の出稿を、再三にわたり求められていたところ、平 成6年3月30日、「出口見えぬ千葉経済」と題する記事原稿を出稿し、同原稿は、同年4月6日の紙面に掲載されたが、同月14日及び同年6月2日に掲載が予 定されていた「列島クローズアップ」と題する特集記事については、被控訴人が執筆しなかったため、C販売開発局長は、F支局員に指示してこれを執筆させた。 C販売開発局長は、平成6年3月28日、全総・支局長に宛てて、平成6年度に

おける各総・支局の編集方針、重点計画を明らかにして書面で回答するように求め ていたところ、被控訴人は、同年4月4日の提出期限を徒過し、同月19日、「政 府、大手マスコミの『景気回復』キャンペーンに組さず、マクロ的視点から不況の実態、非人間的リストラの進行、倒産などをウオッチして行く。会社側は不当労働行為をやめ、直ちに団交に応じたうえ、Gを原職に復帰させること」とのみ記載された文書を送付した。

C販売開発局長は、平成6年6月3日、関東総局長及び横浜支局長のほ (八) か、千葉支局長の被控訴人に宛てて、同月13日に、4月から6月までの業績報告 と7月から9月までの取組みについて協議する首都圏総支局長会議を開催する旨の 通知を出し、事前に、報告文書を送付するように求めていたが、被控訴人は、同文 書を提出せず、同会議を欠席した。

支局の編集、営業活動に関わるとして、被控訴人にも、千葉支局長として開会式及 び懇親会に出席するように求めていたが、被控訴人は、団体交渉において話合いが つかない限り応じないとして、結局、これに出席することはなかった。

C販売開発局長は、平成6年6月20日、被控訴人に対し、同年7月7日掲載予 定で、幕張副都心か、東京湾横断道路をテーマとする特集記事を執筆するように指示し、同月4日、Cの後任で販売開発局長に就任したHが改めて出稿を要請したと ころ、被控訴人から執筆できないとの明確な返事がなかったため、出稿されるもの と判断して原稿の提出を待っていたが、被控訴人が結局その提出をしなかったた め、控訴人は、同月7日の紙面において、同特集記事を休載する旨の断りを載せ

H販売開発局長は、平成6年7月4日、各総・支局長に宛てて、同月11 日に控訴人の全体会議と東京本社管轄総支局長会議を開催する旨の通知をしたが、 被控訴人は、組合員資格を疑わせるような指示には応じられないとし、結局、同会 議にも出席しなかった。

控訴人は、平成6年8月に全国の地域経済の回復状況について報告した特集記事の掲載を企画し、同月5日、全国の総支局長に宛てて各地の実情についての記事を執筆するように要請したが、被控訴人は、同原稿を出稿せず、同月18日及び19日に掲載された上記特集記事では、千葉県の実情が報告されることはなく、H販売開発局長は、被控訴人に対し、厳重に注意する旨の文書を送付した。

(一〇) A常務は、そのころ、被控訴人が出勤すべき日の午前10時から正午までの間に被控訴人に電話を掛けても不在であったことから、被控訴人のこうした就労状況を注意するため、平成6年8月22日、本社に出頭するように求めたが、被控訴人は、これに応じなかった。

田代長の大きな大きの大いの大いである時間というである。 田代長の大きなが、大きないのでは、大きないのでは、大きないのである。 一では、、1重裁望対労にしている。 一では、、1重裁望対労にしている、では、一では、1000 一では、、1重裁望対労にしている。 一では、、1重裁望対労にして、大いのでは、1000 一では、、1重裁望対労には、1000 一では、、1重裁望対労には、1000 一では、1000 

控訴人は、上記議決を受け、同日、被控訴人に対し、同月22日付けで被控訴人を懲戒解雇処分とすることを通告した。

2 これに対し、被控訴人は、千葉支局に赴任してから多忙な取材活動に従事し、 控訴人が一方的に日時を決めた会議や展示会に出席することは不可能であった、出 稿の要請に応じなかったのは、与えられたテーマが実体にそぐわず、テーマの再検 討を求めたにもかかわらず、控訴人がこれに応じなかったためである旨を主張す る。

確かに、証拠(甲第88号証の1ないし11、第90号証の1ないし3、5ない し15、第91の1ないし21、第94号証の1ないし5)によれば、被控訴人 は、千葉県の企画部や総務部等の担当者、千葉商工会議所の専務理事、千葉県経済 同友会事務局次長、川崎製鉄株式会社の役員や職員、千葉銀行の広報部長、京葉銀 行の役員や職員、株式会社オリエンタルランドの広報室長、京成電鉄株式会社の広 報課長、扇屋ジャスコ株式会社の代表取締役、京葉ガス株式会社の広報室長、シャ -プ株式会社の役員や東京広報室長、日本開発銀行の職員等との間で、これらの者 の着任時、転任時等において、名刺交換をしたこと、被控訴人は、東京ディズニ-ランドを経営する株式会社オリエンタルランドが報道関係者向けに作成した同社の 概要説明書、株式会社東京商エリサーチが作成した千葉県内の企業倒産状況を説明 した報告書、大蔵省関東財務局が作成した景気予測調査関東管内分析結果概要と題 する概要書、千葉県が構想した先端技術産業の研究開発拠点に関する関連資料、日 本開発銀行が作成した千葉県の経済動向に関する資料、千葉県中小企業団体中央会が作成した千葉県内の中小企業の景気動向に関する資料、シャープ株式会社が作成 した同社の幕張ビルの概要書等を入手していたことの各事実を認めることができ る。これらの資料は、その内容に鑑みても、いずれも容易に入手可能な資料という べきものであって、半年以上にわたる取材活動の成果としてはあまりに乏しいもの というほかなく、上記のような名刺交換や、被控訴人が入手したという上記資料の 存在をもってしても、被控訴人が千葉支局に赴任後、多忙な取材活動に従事してい たことを窺い知ることは到底できない。また、被控訴人は、千葉支局に赴任後、控訴人に対して、自らの取材状況について報告をした形跡すらなく、記事のテーマについての再検討を要請し、本社側の局長らとこの点について協議したことを裏付ける証拠もない。

したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

3 前記機にないたいでは、大きないというでは、大きないというでは、大きないというである性と、大きないのでは、大きないいでは、大きないいでは、大きないいでは、大きないのでは、大きないいいのでは、大きないいでは、大きないいいいでは、大きないいいいいのでは、大きないいいいでは、大きないいいでは、大きないいいいいいいいいいいいいいいいいいでは、大きないいいでは、大きな

どいうことはできない。 確かに、被控訴人が千葉支局長としての業務を拒否したのは、被控訴人が反リストラ産経労を申立人として救済命令の申立てをしたことや、同事件において、被控訴人が使用者である控訴人の利益代表者である旨の主張がされたことが背景にあったものと考えられるが、被控訴人が就任した千葉支局長が労働組合法2条1号所定の「役員、雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのた めにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接にてい触する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者」に該当するか否か、あるいは、本件配転や、控訴人が反リストラ産経労との団体交渉に応じないことが不当労働行為に当たるか否かという点は、東京都地方労働委員会における審理、あるいはその後の訴訟の場において決せられるべきものであり、千葉支局長としての業務にとどまらず、控訴人の従業員として行うべき最低限の業務をも放棄したことを正当化し得るものでないことは明らかである。 また、証拠(甲第100号証、乙第137号証、第146号証)及び弁論の全地により、対策を表する。

また、証拠(甲第100号証、乙第137号証、第146号証)及び弁論の全趣旨によれば、控訴人の従業員であった者の中には、かつて、新聞記者でありながら記事を出稿しなかった者や、記事を捏造したり、取材不足のため不正確な記事を書いた者がいたものの、本件解雇以前には控訴人の従業員で懲戒解雇された者は存在しなかったことが認められるが、同証拠によれば、これらの者が上記のような行為に及んだ時期は、入社歴が10年前後のものであったり、その背景に病的な要因の存在が窺われるものであったことが認められ、本件解雇の場合と一概に比較することはできないものである上、前記認定に係る被控訴人の千葉支局赴任後の一連の振舞いに鑑みると、本件解雇が不平等な処分であるということもできない。

2 被控訴人は、控訴人から業務に関する指示はあったが、命令はなかったとし、 懲戒処分に付すにしても、懲戒解雇は過酷であり、懲戒休職にとどめるべきであっ た旨を主張する。

しかしながら、被控訴人は、本件配転に係る命令によって千葉支局に赴任したものの、半年以上にわたり、従業員としての最低限の業務すら拒否していたというほかないもので、所属長の個々の業務上の指示に従わなかったという程度にとどまらないものであり、その結果、使用者である控訴人に与えた損害も大きかったものであるから、控訴人が被控訴人を懲戒解雇としたことが社会的相当性を逸脱したものとは解されず、被控訴人の上記主張は採用することができない。

3 被控訴人は、控訴人の賞罰委員会規程14条は、委員が「事案の直接の関係者」であるときは、その審議に加わることができないとしているところ、H販売開発局長及びA常務は、被控訴人の上司であり、被控訴人が背いたという業務命令を行った者であって、事案の直接の関係者であるというべきであるから、賞罰委員会の議決には手続上の瑕疵があるというほかなく、そうである以上、これを前提とする本件解雇も違法である旨を主張する。

は、これらの者が委員として賞罰委員会の とは、当該賞別をはいる。 は、一方な就業規則及び賞罰委員会規程の文言及び内容、、第二では、 のでは、一方な就業規則及び賞罰委員会規程の文言とでは、 を員が役員又は局長以上の職位を有する者の中から選任される懲戒を とに鑑みると、本件賞罰委員会は、労使の代表等によって構成される場合と との例とは異なり、使用者である控訴人の懲戒権等の行使を公正ならし照らすと での例とは異なり、使用者である控訴人の懲戒権等の行使を公正ならしている できないましている「事罰の性格に照らす案の としている「事罰の関係者」とは、当該賞別の議に付された本人又はこれに準ずる者及び を可としているできないまして当るのである。 とは、当該賞別の議に付きれた本人のに直接関わった者(本人の定 は、これらの者が委員として賞罰委員会の審議に参加した場合には公正を害する といるの者が委員として賞罰委員会の審議に出たものと解される。

これを本件についてみると、本件賞罰委員会には、A常務、H販売開発局長、I常務取締役、J取締役、K営業局長、L事業局長、M編集局長の7名が委員として出席し、A常務が委員長に就任して、被控訴人に対する懲戒処分が審議されたこと、委員長のA常務は管理担当の役員であり、H販売開発局長は、平成6年7月4日にC局長の後任として販売開発局長に就任して被控訴人の直接の所属長となった

者であって、両名は、被控訴人に対して具体的な業務命令を出した者であること、H販売開発局長は、業務命令違反が懲戒処分に相当するとして、所属長として当まりであって、このように上書を見会に付議の申請した者があることは、前記のとおりであって、このように上書の議に付された本人又はこれに準ずる者や、審議の対象とされた非違行為等14年のに対した者でないことは明らかるから、ことはできない。この管理を15年のにみても、前記賞罰規程では、委員は、控訴人の役員又は局長以上の管理職員にみても、前記賞罰規程では、委員は、控訴人の役員又は局長以上の管理職員にみら選任されることとされているものであるところ、こうした役員又はでする。とは、従業員に対する業務命令に多かれ少なかれ関与することは避けられずことでは、後業員に対する、所属長として賞罰委員会に付議の申請をしたということができないとすることは、本件賞罰委員会の規程上も想定されたことではないというべきである。

のみならず、本件賞罰委員会は、前記のとおり、使用者である控訴人の懲戒権等の行使を公正ならしめるために設置された内部的な自律的制限機関にすぎないのであるから、単に議事が賞罰委員会の規程に違反して行われたということだけで、直ちに当該懲戒処分の無効を来すものと解することはできず、他には手続上の瑕疵というべき事由も見当たらないのであるから、本件解雇を無効とすることはできない。

三、本件解雇と不当労働行為

被控訴人は、本件解雇は、被控訴人の組合活動を嫌悪して、被控訴人を職場から 排除するためにされた不当労働行為であり、労働組合法7条1号及び3号に違反し て無効である旨を主張する。

したがって、確かに、本件解雇は、被控訴人が反リストラ産経労を申立人として、本件配転や、反リストラ産経労による団体交渉の申入れを拒否したとが、当労働行為に当たるとして申し立てた救済命令申立事件の審理中にされたものであるものの、本件解雇には十分な合理性があるのであって、被控訴人が設立したという反リストラ産経労が、仮に、労働組合法所定の労働組合であるとしても、被控訴人が同組合を結成したこと、その組合員であること、労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、本件解雇がされたということはできないから、本件解雇がされたということはできないから、本件解雇が労働組合法7条1号本文前段の不利益取扱いに当たるとはいえず、そうである以上、同条3号の支配介入に当たるともいえないから、控訴人らの上記主張は採用することができない。

## 四 結論

以上の次第で、本件解雇は有効であり、被控訴人の本訴請求は理由がないから、これを棄却し、これと判断を異にする原判決を取り消すこととし、また、弁論の全趣旨によれば、控訴人は、平成14年5月31日、被控訴人による原判決の仮執行に基づいて、未払賃金及び賞与、これらに対する遅延損害金並びに仮執行手続費用として合計1628万9356円の支払を余儀なくされたことが認められ、したがって、原判決の仮執行の宣言に基づく給付の返還及び損害賠償の支払を求める控訴人の申立ては理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 村上敬一

裁判官 水谷正俊

裁判官 永谷典雄